

令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託

2 目的

国は、我が国及び地域の経済を支える中小企業の加速的な成長に向け、売上高100億円の実現を宣言した中小企業に対し、重点的に支援を行っている。

県としても、売上高100億円の実現を目指し「100億宣言」を行った、またはこれから行う中小企業（以下「100億企業」という。）に対し、設備投資、人材育成、新規市場開拓等を支援することにより、付加価値の向上と賃上げを実現し、もって地域経済の活性化と持続的成長につなげることが重要であると認識している。

このため、専門的な知見を有する者に業務を委託し、支援対象の候補となる県内中小企業の発掘、売上高100億円実現に向けた伴走支援等を通じ、地域経済を牽引する中堅企業を創出する体制を整備することとする。

3 背景

我が国経済は、長期にわたるデフレやコスト削減を重視した経済構造からの転換期にあり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行が課題となっている。

その中で、中小企業者は、雇用の多くを支えるとともに、付加価値の過半を生み出すなど、我が国経済を支える重要な役割を担う。

本県においても意欲ある中小企業の挑戦を後押しし、その「稼ぐ力」を高め、中堅企業への成長を促進することで、本県経済の持続的発展と成長と分配の好循環の形成を図る必要がある。

4 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 業務内容

100億企業創出に向けて、次の(1)～(4)の業務について企画提案を行うこと。なお、実施体制についても企画提案書に明記すること。

(1) 100億企業の調査、発掘、目利き

県内中小企業のうち、潜在的な成長能力を有し年間売上高100億円企業へ到達可能性がある企業の調査・発掘（既に「100億宣言」を行っている企業は除く）。

- ・今後売上高100億円を目指すことが可能な支援対象候補企業リストの作成（100社程度）
- ・上記リスト掲載企業のうち、売上高100億円への可能性が高い企業を抽出して成長可能性調査を実施し、企業の概要、保有する経営資源、技術等について定量的に評価し、調査報告書にまとめること（30社程度）。

(2) 100億企業創出促進協議会（仮称）の運営

国、県、中小企業基盤整備機構、東京中小企業投資育成、県内地方銀行、県内信用金庫、政府系金融機関、コンサルタント、ベンチャーキャピタル等を構成員とする「100億企業創出促進協議会（仮称）」の事務局業務

- ・キックオフイベントの企画・運営及び連絡会の開催（年2回程度）
- ・県内外の好事例を収集、紹介する事例集の作成
- ・同協議会構成員や関係機関との連絡調整
- ・本事業をPRするパンフレットを作成し、国、県等の施策・制度の広報を実施

(3) 経営者等ネットワークの形成、運営

100億企業の経営者等が相互に交流できるネットワークを形成することで、交流を通じた経営課題の解決策等の共有によって、個社の限界を超えた視点と機会を獲得し、売上高100億円への到達を着実に進むことができる環境を整備する。

- ・100億企業の経営者等を集めてネットワークを形成する。ネットワークの会合は、定期的な開催を基本とし、経営課題について積極的な意見交換や事例共有ができる場となるよう工夫すること。
- ・100億企業が100億宣言を実施し、売上高100億円の実現に至るまでのメンターシップ等の導入についても提案すること。

(4) 「中小企業等収益力向上事業費補助金（成長加速化枠）」の広報及び補助事業者の伴走支援

「中小企業等収益力向上事業費補助金（成長加速化枠）」の円滑な実施に向けて補助制度の周知を行うとともに、補助事業者に対する伴走支援（フォローアップ等）を行う。

- ・中小企業等収益力向上補助金（成長加速化枠）について、県内の商工団体や金融機関に対して周知するほか、メディアを利用して県内企業に広報する。また、「100億宣言」を行った企業については、積極的な応募を働きかけるものとする。
- ・補助対象事業の実施に当たり、補助事業者への伴走支援（フォローアップ等）を実施するものとし、その方法を提案すること。

※ 中小企業等収益力向上事業費補助金（成長加速化枠）の補助金交付事務は本委託業務の範囲外とする。

(5) 留意事項

企画提案に当たっては、中小企業庁ホームページ「100億企業成長ポータル」及び別添参考資料「中小企業等収益力向上事業費補助金【成長加速化枠】」を参考にすること。

< 中小企業庁「100億企業成長ポータル」 >

<https://www.growth-100-oku.smr.j.go.jp/>

6 実績報告等

すべての委託業務終了後、期限までに事業実績に係る実績報告書（様式は別途定める。）を提出すること。

併せて、本委託業務のために制作した成果物を提出すること。提出方法及び様式は県と協議の上、定めるものとする。

(1) 実績報告書記載事項

- ア 上記業務内容の実施内容・成果
- イ その他、静岡県が示したもの

(2) 成果物

- ア 支援対象候補企業のリスト
- イ 成長可能性調査に係る報告書
- ウ 県内外の好事例を集めた事例集
- エ 本事業のPRパンフレット
- オ 100億企業創出促進協議会に使用した資料
- カ 経営者等ネットワークの活動に関する資料
- キ 補助事業者に対する伴走支援実施記録

(3) 納入場所及び納入期限

納入場所：静岡県経済産業部商工業局経営支援課

納入期限：令和9年3月24日（水）

(4) その他事項

- ア 受託者が本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権は、県に帰属する。
- イ 本事業の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。
- ウ 本事業を実施する上で、懇親会等を開催する場合、食料費等は受益者負担とすること。

7 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

8 リスク管理

受託者は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならない。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておくこと。

- ① 書類の誤発送やEメールの誤送信等による個人情報の漏えい
- ② 書類の不適切管理による紛失
- ③ 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
- ④ その他、上記に類似するリスク

10 再委託等の制限

受託者は契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、再委託を行う前に、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

11 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た個人情報及び中小企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）、関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 その他

(1) 本事業で知り得た秘密や資料を県の了解なく公表又は使用しないこと。

(2) 受託者は本事業の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、県は本事業の実施のために必要な協力をする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、県及び関係者と協議の上で決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

(4) 受託者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

(5) 受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を県に提出すること（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを県へ提出すること。）。

13 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局経営支援課経営革新班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-2526（土・日・祝を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

電子メール：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp

(参考資料)

中小企業等収益力向上事業費補助金【成長加速化枠】

中小企業者等の付加価値の向上と賃上げを実現し、地域経済の活性化と持続的成長につなげるため、売上高 100 億円の実現を目指す取組を支援

区分	内容
補助対象者	「100億宣言」をした、県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する中小企業者等（5件）
補助対象事業	100億宣言の実現に向けた取組に係る事業
補助額	上限5,000万円
補助率	補助対象経費（税抜き）の1/2以内
補助対象経費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、機械部品又は工具器具費、機械装置費、産業財産権等の導入に要する経費、委託・外注費、展示会等出展費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、雑役務費、広報費、通訳・翻訳料等